

## 別表

区分	補助対象となる整備内容	補助対象経費
1. 外国語表記の整備事業  【単独での実施可】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の名称、営業時間等を表記する看板等の設置</li> <li>・施設利用者の誘導を目的とした案内看板等の設置（例 非常口、出口、トイレ、レジなど）</li> </ul> ※英語表記を必須とする。 ※中国語・韓国語を併記することが望ましい。 ※外国語表記の代わりに、ピクトグラムを用いて表記してもよい。 ※風雨等で容易に破損しないような作成物とすること。 ※新規設置を対象とし、既存の情報修正・追加は対象外とする。ただし、表示がなかった場所に追加で設置することは対象とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製作費</li> <li>・工事請負費</li> <li>・翻訳費</li> <li>・物品購入費 等</li> </ul>
2. 外国語メニュー表示の作成事業  【単独での実施可】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国語食事メニューの作成及び配備</li> </ul> ※英語表記を必須とする。 ※中国語・韓国語を併記することが望ましい。 ※料理写真の掲載や使用食材の表記など、外国人にも分かりやすく、安心して利用できる内容とすること。ピクトグラムを用いて表記してもよい。 ※外国語メニューが配備されていることが外国人にも分かるようにすること。 ※既存の外国語メニューの修正及び改訂に係る経費は対象外とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・翻訳費</li> <li>・印刷費</li> <li>・製作費</li> <li>・物品購入費 等</li> </ul>
3. 外国語翻訳用端末整備事業  【単独での実施可】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・翻訳アプリを備えたタブレット端末及びスマートフォン</li> <li>・多言語音声翻訳システム機器の購入及び設置</li> </ul> ※付属品は対象外とする。 ※既存機器の更新に係る経費は対象外とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物品購入費 等</li> </ul>
4. 無料公衆無線 LAN 環境の整備事業  【上記 1. 2. 3 のいずれかの事業と合わせて実施すること】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公衆無線 LAN 設置または増設にかかる機器購入費</li> <li>・公衆無線 LAN 設置または増設にかかる新規回線の開設や配線整備などの工事費用</li> </ul> ※整備する公衆無線 LAN は、利用者の誰もが無料で利用できるものとし、施設及び利用者の双方が安全に利用できるよう対策を講じること。 ※公衆無線 LAN を利用できることを外国人観光客にも分かるよう表示すること。 ※既存の無線 LAN の機器の交換に係る経費は対象外とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物品購入費</li> <li>・工事請負費 等</li> </ul>
5. キャッシュレス決済等環境整備事業  【上記 1. 2. 3 のいずれかの事業と合わせて実施すること】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キャッシュレス決済（クレジットカード、電子マネー、QR コード決済等）サービス端末の購入及び設置、それにかかる新規回線開設や配線整備にかかる工事費用、インフラ構築費用等</li> </ul> ※キャッシュレス決済ができることを外国人観光客に分かるよう表示すること。 ※既に導入済みの決済手段の機器交換や更新等にかかる費用は対象としないが、新たな決済手段の導入等にかかる拡充費用は対象とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物品購入費</li> <li>・工事請負費 等</li> </ul>

- (1) 人件費等の経常的な運営費、レンタル、リース、通信費及び各種手数料に係る経費は対象外とする。
- (2) ランニングコストは補助対象としない。
- (3) 上記対象項目であっても、外国人観光客の受入目的としたものではないと認められた場合は補助の対象外とする。